

## 池田市行財政改革推進委員会 第1回会議（議事録）

【と き】 平成24年2月20日（月）午前10時～午前12時

【ところ】 池田市役所 3階 議会会議室

【出席者】

委員：佐々木会長（神戸大学名誉教授）、村瀬副会長（弁護士）  
清水委員（関西大学大学院教授）、松田委員（労働組合代表）  
榎本委員（公募委員）、櫻井委員（公募委員）  
中村委員（公募委員）

事務局：西尾市長公室長、徳重総合政策部長、  
増田市長公室次長兼人事課長、榎総務部次長兼財政課長、  
塩川行政経営課長、岡田行政経営課主幹、岩下行政経営課主査

【会議内容】

会長、副会長の選任について  
池田市行財政改革推進委員会の会議の公開に関する要領の制定について  
池田市行財政改革推進プラン平成23年度中間報告（案）について

【内 容】

### 1) 開会

平成22年の市税収入は約160億円であり、平成23年度の市税収入の決算見込みは約156億円ということで、非常に厳しい状況にある。最大にあったときは190億円を超していたことを鑑みると、激減しているところ。従前から行財政改革を行っているものの、それに沿うように税収も減少していることから、その取組みが無ければ大事に至っているものである。しかし、この取組みをもってしても、未だ厳しい状況にあることは事実。

したがって、平成23年度から平成26年度までの4年間の新たな行財政改革プランについても、委員の皆様から忌憚の無いご意見を頂戴し、行財政改革を更に推進していかねばならないと考えるところであり、よろしくご指導いただきたい。

### 2) 議事

#### 1. 会長、副会長の選任について

=事務局進行=

事務局：池田市行財政改革推進委員会設置要綱第4条によると、委員会の会長、副会長は、委員の互選により定めるとあり、どなたかご推挙があればお願いし

たい。

委員： これまで同様に佐々木氏と村瀬氏に就いていただくことが安心であるが、  
いかがか。

各委員： 異議なし。

事務局： 皆様からご賛同をいただいたため、当委員会の会長は佐々木委員に、副会長は村瀬委員にお願いします。

## 2. 池田市行財政改革推進委員会の会議の公開に関する要領の制定について

委員： それでは、議事を進める。まず、池田市行財政改革推進委員会の会議の公開に関する要領の制定についてであるが、当委員会の了承によって決まるということから、事務局からの説明を聞いてから判断したい。

=事務局説明=

事務局： 池田市行財政改革推進委員会設置要綱第8条に、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める、とあるため、当委員会の会議の公開に関する要領を定めるもの。

内容を説明申し上げる。

第2条は、会議は原則として公開するものである。ただし、扱う案件に池田市情報公開条例第7条各号の規定に該当する個人情報や公開することにより正当な利益を害する法人情報等が含まれる場合と公開することにより円滑な審議が阻害される場合は、会長の判断で非公開とすることができる。なお、過去の行財政改革の委員会で非公開となった事例は無い。

また、第3条は、会議開催の公表方法。第4条は、会議の公開は傍聴によるとするもの。第5条は、傍聴の定員は10名とするもの。第8条は、会議録の作成と公開について規定したもの。実施期日は、本日からとするところである。

=質疑応答=

委員： 定員を10名とした根拠は何か。

事務局： 部屋のスペースを鑑みた結果である。ただし、定員以上の方が傍聴を希望された場合に、一つは抽選により選抜する方法もあるものの、他に会長の判断により、スペースが許せば席を設けることは可能と考えるところである。

委員： では、10名以内に限る理由はない、と考えてよいか。

事務局： 10名という設定は、狭い場所での開催も予想されることに基づく処置である。

委員： 臨機応変に対応できるものと考えてよいか。

事務局： お見込みのとおりである。

委員： 個人情報や企業情報を扱う場合に非公開とする可能性があるとの趣旨の発言があったが、公開とした会議の場において、話の流れでそうした情報を口にしてしまう可能性も否定できないと思うので、その場合はどういう対応を取ることになるのか。

委員： そういう場合においては、記録に残さない処置は取れると考えるが、いかがか。

事務局： 特定の個人について審議することが予定されている会議と異なり、当委員会で扱う内容は行財政改革全般のことであり、そうした発言があることは想定していないところである。

議事録については、紙面の都合等から要点筆記により作成するため、ご指摘の点についてご心配に及ぶ必要は無いと考える。

ただし、個人情報を扱う会議を除いたこうした会議においては、誰が傍聴しても不都合が無いご発言が前提となることをご理解いただきたい。

委員： 以上により、案である本件を了承し、以後この要領に沿って運営をしていくこととする。よって、第2条の非公開要件に該当する場合を除いては、基本的には当委員会は全部公開ということで進めていく。

それでは、傍聴人の方に入場いただきたい。

また、会議録については、情報公開の対象となるものだが、当委員会の議事録については、国のような全文筆記や委員の個人名は表現しない等の処置については、どのように取り扱われるのか。

事務局： 公開については、まずその方法はホームページへの掲載及び2階の行政情報コーナーに紙ベースでの設置を行う。

次に、会議録の表現については、要点筆記の手法を用い、委員の氏名は記載しないものとしている。

### 3. 池田市行財政改革推進プラン平成23年度中間報告(案)について

=事務局説明=

事務局： 本案は、昨年9月に策定した池田市行財政改革指針、池田市行財政改革推進プランにもとづき、年2回、池田市の行財政改革の進捗状況を報告するものである。池田市行財政改革推進プランの改革期間は、本案1頁にあるとおり平成23年度から平成26年度までの4年間であるが、今年度は初年度であり、かつ現在は年度途中であるため、今回の論点は3頁以降に記載する平成23年度の主な取組内容となる。これらは、改革のポイントとして大きく示した開かれた市政の推進、健全な行財政運営の推進、広域行政の推進、情報通信技術の活用の4点について、具体的に実施内容を整理したも

のである。

また、改革の目標を 安定的な財政構造の確立、 経常収支比率 90%台  
職員数 500人台、 人件費総額 60億円未満、 行財政改革効果額 20  
億円以上の 5項目としており、この目標を達成するため、具体のプログラム  
を実施するところである。

なお、本案 2 頁記載の各会計別職員数及びその他の数値目標の推移は、未  
だ年度途中であることから、昨年（平成 23 年）9 月に策定した池田市行財  
政改革推進プランに記載した数字自体を掲載している。

3 頁以後に記載する平成 23 年度の主な取組内容について申し上げる。

第 6 次池田市総合計画の基本目標の 1 つである「行財政改革を推進し、希  
望の持てるまち」を達成するための 4 つの施策、先に述べた改革のポイント  
ごとに具体的にメニュー化したものが表内の「 」で始まる項目が、池田市  
行財政改革推進プランの実施プログラムである。

実施プログラム内の具体的な実施内容については、担当課から提出があっ  
たものや行政経営課で判断してプランのメニューと考えられるものは掲載し  
た次第である。また、平成 23 年度に始まった新しい取組を記載しているが、  
市の施策として重要と考えられるものや行財政改革として継続して掲載した  
いものについては、平成 22 年度以前の取組であっても「継続」と添える形  
で記載している。

・「（１）開かれた市政の推進」について

まず、施策の体系「市民参画の推進」として新たな市民会議を設置し、審  
議会等の委員を公募したものを挙げた。

また、施策の体系「広報機能の充実」としては、防災関係を中心とした計  
13 回の出前講座の実施及び広報いけだにおける文字の拡大を挙げた。

施策の体系「広聴機能の充実」については、市民と市長の直接対話の場の  
充実として「こみなみ市長の COMMUNITY TALK」を平成 24 年 2 月 7 日  
（火）に実施したことを挙げた。

・「（２）健全な行財政運営の推進」について

まず「行政の効率性と財政の健全化の確保」においては、まず実施プログ  
ラムにおける「事務事業の見直し」として、官民協働によるカーシェアリン  
グの実施を挙げた。これは、会員制レンタカーのことであり、市内に本社が  
あるダイハツ工業株式会社から軽自動車の無償提供を受け、タイムズの駐車  
場に配備しているもの。この事業で年間約 6 トンの温室効果ガスの排出量削

減を見込んでいる。

次の実施プログラム「アウトソーシングの導入」については、家庭ごみ収集業務の一部委託を掲載した。これは、本年4月から粗大ごみ、資源ごみ（紙パック・新聞・ダンボール）の収集を委託するものである。

実施プログラム「給料等の削減」については、平成25年3月まで、市長、特別職、職員の本給を削減し、また、議会改革として市議会にも協力いただいているところである。

「歳入の確保」については、実施プログラム「滞納対策の強化」のため、一般任期付短時間勤務職員としての弁護士を採用を挙げた。任期は3年である。

「活力ある組織づくりと適正な人事管理」については、実施プログラム「市民視点での組織編制」として、平成23年7月の環境部や地域分権・協働課の設置を挙げた。

次の実施プログラム「人事制度の拡充」では、様々な職種での一般任期付短時間勤務職員の採用を挙げた。

・「(3) 広域行政の推進」について

まず、図書館の広域利用として、平成24年6月から3市2町、豊中市、箕面市、池田市、豊能町及び能勢町において相互利用の実施を挙げた。これにより、例えば池田市民が豊中市の図書館を利用できるようになる。ただし、返却については、借りた図書館に返しに行く必要がある。

また、2市2町による共同処理センターも設置し、大阪府で処理していた事務の一部について各市町で処理できるようになった。移譲事務の内容は主に認可であり、例えば保育所の認可や特定非営利活動法人の設立の認可である。

・「(4) 情報通信技術の活用」について

スポーツ施設予約案内システムの再構築について挙げた。これは、平成10年4月から運用を開始し、平成24年1月から新システムに切り替わった。府下16団体により管理運用されるものである。従来は、システムが各市ごとに異なっていたものを、統一化したものである。

= 質疑応答 =

委員： 中間報告(案)は1年ごとに出てくるようだが、これを受けて池田市行財政改革推進プランの見直しはできるのか。前回からと同じ流れだとは思いますが、プランが変わったことから、その辺りの枠組みを教えて欲しい。

委員： 昨年（平成23年）8月に、平成23年度から平成26年度までの4年間に  
関する池田市行財政改革推進プラン案の議論を行った。この期間の中の進  
捗状況を毎年毎年チェックしていこうということで、この時期に中間報告が  
出て、そして8月に最終報告が出るという流れだったと思うが、今の質問は、  
中間報告を受けて4年間の様々な目標について社会・経済情勢が激変による  
ギャップが生じたときに、プランに反映するのかという質問でよろしいか。

委員： 第1点は会長のご発言のとおりである。もう一つが、実績を、中間報告そ  
して最終報告という形で、毎年度出すのかという確認である。

事務局： 前プランである池田市行財政システム改革プランのときであれば、当該プ  
ランの期間中にリーマンショックが起こり、財政収支見通しに関して、市税  
収入が大きく落ち込むことが想定されたことから、当該プランの見直しをか  
けた例がある。今回のプランの4年間についても、そうした事態が想定され  
ると、財政収支の面でも変えざるを得なくなるため、見直しをかけることにな  
ると考える。

中間報告及び最終報告の件については、池田市の行財政改革の進捗状況を  
監視していただくことが当委員会の設置目的であり、年2回、まず中間報告  
で当該年度の取組状況を報告する。次に、最終報告で、中間報告の内容をベ  
ースに年度途中で突発的に発生した事業について修正を加えつつ、当該年度  
の決算を受けた行財政効果額も反映させて、行う形としている。

委員： 前のプランのときは、何か年に渡って年度ごとに何を進めていくかとい  
った目標があり、それに照らして報告いただいたという記憶があるが、今回  
の内容、例えばアウトソーシングの導入であれば、どの程度のを各年度に  
割り振ってするのかといったことを念頭においていないと、進捗状況のチェ  
ックができないと考えるが、前回の資料に照らすことにより分かることなの  
か。

委員： 池田市行財政改革推進プラン内の実施プログラムを見ると理解はしやすい  
と考えるが、事務局はいかが考えるか。

委員： この年度ではどこまで行きたいということが示されておらず、4年間をか  
けて行うのか、1年で終わるのが分かるだけであるので、平成23年度の中  
間報告がプランと比べて進んでいるのか遅れているのかが判断できないの  
ではないか。

事務局： 平成23年9月に策定した池田市行財政改革推進プランにそれぞれの実施  
プログラムにおいて、項目ごとに実施時期の計画を記載しているので、これ  
に沿って中間報告又は最終報告によって年度ごとにチェックを行っていただ  
きたい。

なお、プラン等については、毎回事務局でファイルを用意してお示しするようにする。

委員： 例えば池田市行財政改革推進プランの7頁で、矢印により4年間にわたって実施ということは記されているが、平成23年度においてどこまで実施されればプランどおりに進んでいると判断することがこれでは難しい。4年間かけて実施するというものが大半であるが。

委員： 例えば4年間のプランの一番上に記載がある「市民参画の推進」の項目を見ると、年次計画ではア、イ、ウのうちウでは、平成23年度は「検討」であり、平成24年度から平成26年度では「実施」とあるので、ある程度は分かるのではないか。

委員： ただ、ア等は4年間にただ「実施」とあるだけであることから、平成23年度でどこまで実施されれば計画通りなのかが分からない。

委員： それは分からないのではないか。プラン自体が1年ごとに記載しているものではない。

事務局： 実施プログラムは、個々の具体的な取組みまでを記すのではなく、4年間に実施すべきことをある程度大まかに記しているもの。その前提において、個別具体的に、例えば福祉部門又は子育て部門で事例が生じれば、中間報告等で取組内容として報告させていただく形を考えている。

委員： 池田市行財政改革推進プランは大枠のものが記載されるものだろうが、その実行段階でもう少しブレイクダウンした計画があるのではないか。

委員： 中間報告案の3頁の冒頭で「市の政策形成の過程に市民の参画を推進」があり、その下に「・」が幾つか並んでいるもの。これが具体的な中身ではないかと考えるのだが。

事務局： 3頁で説明させていただくと、「」が池田市行財政改革推進プランの実施プログラムに当たり、これが大きな項目である。その中で個別具体的な市の取組を「・」で順番に記しているものである。

委員： 余り定量的なのではなく、定性的なものであると考えるのがよいのか。ある年度にあれとこれが実施されたと「・」で記している。

委員： この矢印を具体化したものがベースの計画を示してもらえるのか。向こう4年間全部のものでなくても良いが、当面の1、2年のものがあれば、予定通り進んでいると分かるが、プランを見ても分かるものと分からないものがある。

事務局： 行政の年間の流れを言えば、この時期が予算策定ということで、翌年の事業が具体化してくるが、それが単年度ごとの基本的な「行政のやるリスト」に当たるもの。それとは別に中・長期的なものとしてないのかというお話であるが、中間的なものとしては、当方ではそのスパンを約4年間で考えてお

り、それを踏まえた項目が実施計画や行革プログラムに挙がってくる次第である。

スパンの是非の議論になるのかも知れないが、長期的なまちづくりの流れを決めるものとしては、12年間の総合計画。そういう短期、中期、長期の計画を立てて、行政運営をしているところである。したがって、2年間分の具体的な計画の有無については、現状無いということになる。2年間分のものがもしあるならば、それは初年度にできればやってしまうべきであり、よって複数年度の計画については4年間を1スパンとして見ている。

委員： 予算で構わないのだが。今であれば予算は決まっているはず。よって、平成23年度及び平成24年度については計画があるということになる。それを示していただければよい。

事務局： 平成23年度については、中間報告案の項目で挙げているものになる。平成24年度については、未だ予算は議会に提案していない状況であり、お示しは可決後とすべきと考える。

委員： つまり、例えば池田市行財政改革推進プランの「市民参画の推進」を見れば、実施プログラムの「各種審議会等のメンバーとして市の政策形成過程に市民参画を求める。」とあり、その実施内容としてア、イ、ウがあり、「審議会等に対する市民の公募を行う」等の具体的なことが書いてある。これが4年間を通しての中身である。で、これを踏まえた上で、ではこの1年間で何をしたのかについては、本日の中間報告案に出ているのであり、その3頁を見れば、一番上に「市民参画の推進」として6つの「・」がそれに当たる。これが先程「報告は、定性的に書かれている」と言った理由である。もし委員が予算について言及しているのであれば、4年間の総額と各年度の予算の割り振りを示して欲しいということか。

委員： 予算というのは、年度計画の意味で言った。予算の執行率を言うのであれば、予算を消化する以上は、まさに改革案どおりに進んでいるのだと思う。しかし、進捗状況をチェックするという観点からすれば、例えばアウトソーシングの分野であれば、現プランでは単に「拡充を図る」としか書いていないことを、どれだけの施設に対して拡充を検討する等をプランに示した上で、1年ごとに報告されれば、進捗状況もチェックできるのではないかと、という意味である。

委員： 他に、プランでは「継続」等の結果の報告はあるが、どの段階まで実施したという具体的な報告が無いと、予算の執行に応じた事業の達成度の把握がやりにくいと思う。これが無いと、残りの3年間の計画の見直しまで踏み込むことはできないのではないかと。

委員： 例えば中間報告案の3頁には「市民参画の推進」に「元気なまち池田創生



市民会議の設置」とあるが、検討対象とされる会議、達成された会議並びに達成できなかった会議及びその理由等が示されれば、チェックがしやすいと考える。

委員： 中・長期は見られても、短期が見られないのではないか。

事務局： 4年間のまとめについては、以前にお渡しした「池田市行財政改革システムプランのまとめ」により、定性的、定量的共に配慮した形で数字とその内容について説明申し上げることになる。よって、単年度ごとの結果については、最終報告書によって具体的に記載されることになる。

プラン内実施プログラムの矢印の部分における具体的な記載がないというご指摘については、例えば実施開始時期の明記にあっては、行財政改革のプログラムである以上、早ければ早い実施が望まれるのは当然であるが、その他の事業の進捗状況を鑑みつつ可能な限り実施していくスタンスとしている。そして、4年後の最終報告においては、プランに掲載しきれなかったものについても、報告することになると考える。

具体性に欠けると考えるものを具体的にご指摘いただけるとありがたい。

委員： 例えば、中間報告案3頁「市民参画の推進」中の「元気なまち池田創生市民会議の設置」とあるが、その開催回数はどうか。また、単に「委員の公募」とあるが、どのような目的により公募し、その成果がどうであったのが見えない。学生による商店街活用事業の実施継続についても、継続でよいのかどうかの判断がこの資料ではできない。

事務局： 中間報告案の表現については、行財政改革のプランとして公表するものである以上、市民参画の推進というテーマにおいては、「会議の設置」「委員の公募」という表現になると考える。当然、各事業についてはその実施内容についてお答えはできるが、プランにおいては精緻に記載されていることが良いとは考えていない。例えば、池田市行財政改革推進プラン13頁上の職員の給与カットについては、この矢印のみをみれば「検討・実施」のみで各年度において何を進めていくのかは分からない形になっている。個々の具体的内容については、市長公室長が説明申し上げます。

事務局： このプログラムについての平成23年度の実施成果については、中間報告書案4頁上部「給料等の削減」に掲げているものになる。よって給料等の削減については、池田市行財政改革推進プラン矢印の「検討」は消え、実際に「実施」を行ったということになる。一方、その実施期間は、中間報告案では平成24年度限りとなるが、池田市行財政改革推進プランでは平成26年度まで続くことになっており、これは、市長挨拶にもあったが、社会経済状況を見定めて平成25年度以後も継続するのかどうかを検討し、実施すればまた報告する、といった方法になる。これを踏まえてチェックしていただき

たい。

委員： では、池田市行財政改革推進プランの11頁下には、アウトソーシングや指定管理者制度の導入が挙げられているが、この導入が、当初狙っている改革のどの辺りまで進んでいるのかが分からない。また、図書館等への指定管理者制度の導入を言えば、「等」とは何を示しているのか。何施設を予定するのか。又はどのような種類の施設を予定するのか。これが見えない以上、改革が進んだかどうかは判断できない。

外郭団体にしても、中間報告案4頁には、土地開発公社の解散や財団法人池田市職員厚生会の任意団体への移行が決定とあるが、これにより池田市行財政改革推進プラン12頁下の実施プログラムが達成したのかが判断できない。

よって、実施プログラムによっては、進捗状況が分かりづらいものがある。

事務局： 中間報告については、市が実施した行財政改革に係る事業をアピールする資料である。よって、中間報告の段階で、市がアピールできる「アウトソーシングの導入」事項については、同報告案3頁下の3つになる。また、指定管理者については、例えば図書館であれば、現在でも導入の検討段階であり、よって本日の報告には入っていないことになる。

委員： 中間報告の内容としては、この形になるだろうし、非常に良くまとまっているため、これによる公表は良いと考える。しかし、実際の会議において叩き台になる資料を用意してもらい、これまでの報告と共に今後の展望をうかがった上でそれを精査するのがこの委員会であると考えがいかがか。このままでは、結果を聞いて終わるだけになる。報告書とは別に、そうした資料があれば、今後の展望について我々も様々な視点で提案もできると考える。

事務局： 池田市行財政改革推進プランとは別に、計画とまでは言わずとも、市が進もうとしている方向性を示す資料ということであるが、目標を示しにくいものもある。例えば、共同利用施設は30超存在するが、これを半分にする、3分の1にするとは調整できていない段階で断言はできない。当然だが、それが決まった段階で当委員会に諮るが、池田市行財政改革推進プランに基づく行政運営は始まったばかりであるため、平成24年度以後の3年間でどのような展望とするかは決まっていないのが現状である。

委員： そうすると、評価のしようがないのではないか。予算で決まったことは着実に実施するのだろうが、全体像が見えない中では評価しづらい。個別具体的ではなくとも、池田市行財政改革推進プランを策定する段階で念頭にあった全体像を示す資料が欲しいところである。

委員： 我々は、個々のプログラムの実施状況については毎年度チェックするのだが、全体像の成果又は効果については、池田市行財政改革推進プラン3頁の

上にある「4年間で20億円以上の効果額」についてチェックすれば足りるのではないか。

委員： 他の自治体の報告では、どのような形をとっているのか。

委員： 私の経験では、全く同じ報告形式ではないが、計画のようなものはある。最終で測るのも一つの方法とは考えるが、この会議の趣旨も進捗状況のチェックである以上は、途中段階でも個別の項目の審査は必要ではないか。

委員： 今年（平成24年）の8月の段階で各項目について、数字で示せるものは示してもらい、最初の1年はどうであったかを把握できるのではないか。

事務局： 今のお申出は、今後予定する計画を出した上で、それと比較するべきということであろう。市としては、今後の具体的な数字は示せないが、今現在の状況をできる限り具体化し、最終報告ではその数字も含めてお示しする形にしたい。

委員： 中間報告案の実施内容の各項目について、事務局が口頭で説明しているようなものを資料としていただけると、より分かりやすいのではないか。

事務局： ただ今のご指摘については、検討させて欲しい。

委員： 決まっていない事は示しにくい、と事務局から説明があったが、検討中であればその旨を市民にお示しすることにより、市民からもご意見をいただくと考える。示しにくいという理由は何か。

事務局： 施設の統廃合を例とすれば、まずは地元の皆様のご理解を得るべきと考え、先にプラン等で項目出しをすると、反発を生じさせるケースもある。また、アウトソーシングについても、労働環境に関わり、労使の合意が前提とされる以上、合意前に計画に目標として設定することがマイナス面を生み出すこともある。

委員： 差し障りがない範囲内でお示しいただきたい。

委員： 池田市行財政改革推進プラン8頁の「広報機能の充実」の実施内容では「ホームページ」について幾つか言及されているが、中間報告案の「広報機能の充実」では、そうした文言が見当たらない。池田市行財政改革推進プランの矢印では4年間の内に実施となっているため、平成23年度において実績がなくとも良いわけだが、実際はどうか。

事務局： 中間報告案の表現であるが、平成23年度に新たに実施した取組を記載しており、例外的に市として重要な取組については「継続」といった表現で掲載するものの、従来からの取組については基本的には掲載していない。よって、掲載されていないことが未実施ではない。

委員： この報告方法は良いが、池田市行財政改革推進プランの進捗状況を検討する委員会としては、中間報告には掲載しないが、実際に実施する活動も報告してもらい、審議するのが良いのではないか。

事務局： ご指摘のとおりと考える。細かい話にはなるが、従前「市長とびあるき」というホームページ上の日記により池田市長の考えをを発信していたが、それをリニューアルし、「市長の部屋」として写真を使う等改善を図る形で実施する予定である。

また、報道機関への記事提供についても、この1月から、広報においてそのフォーマットを整備し、マスコミへのアピールに資しているところ。これらは市民向けの内容ではないため掲載はしなかったが、委員会においてはこうしたことも審議していただけるようにする。

委員： 中間報告案においては、定量的な表現となっていないものもあるが、可能な限りで数値で示して欲しい。

また、報告の中で、遅れているのか進んでいるのかを示して欲しい。

事務局： これまでのご指摘のように、ここでの審議を進めていく上で必要とされる数字等を記載した資料の準備を検討させて欲しい。

委員： 上下水道については、数年前に国から10年後の「ビジョン」を策定することを求められているところである。これを受けて、各自治体はそれを策定し、公表しているが、計画期間が10年である分具体的な数字は認められないものである。しかし、更に4年や5年を期間に持つ「アクションプログラム」の策定も求められており、そこでは、可能な限りの数値目標を設定すべきとされている。ジャンルが異なるために、一律に比較はできないが、同じような期間設定がなされている以上、可能な限り、数値目標の設定があった方が実績評価等をしやすいと考える。よって、解説的な資料をご用意いただけると、ありがたい。

委員： 平成22年度最終報告と今回の中間報告との比較において把握しにくかった点に触れたい。中間報告案4頁において「政務調査費の見直し」が掲げられているが、この内容は、平成22年度最終報告では4頁の「事務事業改革」にあった。これは今回の中間報告案では、3頁に当たる。

また、中間報告案4頁に「議員定数の削減」があるが、平成22年度最終報告では、4頁の「人件費改革」にあった。

年度によって項目の記載位置が異なっているが、年度の継続性の観点と分かりやすさの観点からすれば、改善できないものか。

一方で、中間報告案4頁下の「人事制度の拡充」における実施内容の記載については、非常に充実しており、評価できるものである。

事務局： 項目については、従来のプランにおいては、改革すべきカテゴリーを 財政の健全化、 行政のスリム化、 市民（顧客）サービスの充実、 開かれた行政の4つに分けていたが、今回の池田市行財政改革推進プランでは、開かれた市政の推進、 健全な行財政運営の推進、 広域行政の推進、 情

報通信技術の活用の4つと、項目組みを変えているために起こっているもの  
と考える。新たに重点を置くべきカテゴリーが変化したことにより、組み替  
えたものであり、ご理解いただきたい。

委 員： 中間報告案4頁「人事制度の拡充」については非常に詳細な記載があるが、  
池田市行財政改革推進プランでは、ここまで任期付職員の言及はなかったと  
考えるが、ここまで導入に至った背景は何か。当初の予定にはなかったのか。

また、池田市行財政改革推進プラン15頁に「職員数の適正化」が目標と  
して記載されているが、この任期付職員の人数のカウントは、どのようにな  
されるのか。

事 務 局： 「人事制度の拡充」が非常に広くカバーする内容であり、個別の内容につ  
いては余りに煩雑となるため、プランの段階では省略しているところである。

任期付職員については、平成20年12月議会で法改正に基づく条例改正  
を行ったものであり、従来専門的又は組織内では育成しがたい職種に限られ  
ていたものを適用範囲を拡げたものである。

非正規雇用問題という点について考えれば、本市では非正規職員、更に言  
えばアルバイト職員といった臨時的な職員が増加はしているが、この任期付  
短時間勤務職員は、我々とは任期の有無及び常勤であるかどうかの違いがあ  
るのみで、一般職の地方公務員法の適用を受ける者であり、法的地位は全く  
同じもの。

不安定雇用からこうした制度による任用に切り替えることは、行政サービ  
スの充実にもつながるものであり、平成23年度から精力的に導入している  
ところである。

なお、定数については、定数外である。

委 員： では、実際の職員数は増えるということか。

事 務 局： 業務増に伴い一般職員を雇用した場合は、以後30年から40年間雇用し  
続けることになるが、時代のニーズに応じた雇用ができるこの制度は、効率  
的な任用制度と考える。

こうした任用方法であることから、定数内とすると、頻繁に定数が増減す  
ることになる。

事 務 局： 法律により、任期付短時間勤務職員の雇用期間は、原則3年間となってい  
る。

事 務 局： 現在いる多数のアルバイト職員は、既に定数外であり、任期付短時間勤務  
職員任用制度を活用しても、これまでアルバイト職員による補充を行ってき  
たことと変わりはない。ただし、任期付短時間勤務職員の方が、より安定し  
た雇用形態を持ち、かつ、責任と権限を持たせられることから、サービスの  
向上につながるものとする。

委員： 中間報告案 2 頁の各会計別職員数の表の中で、病院事業会計において増加する理由は何か。

事務局： 平成 23 年 6 月議会において病院職員の定数を増加させたところであり、これは医療サービス体制の強化を目的とし、また診療報酬のポイントも上がる等の経営改革の一環としてなされたものである。

委員： 病床数が増えたわけではないのか。

事務局： 看護体制や相談体制といった 7 対 1 看護をめざしたチーム医療の充実を図ったものと聞き及んでいる。

委員： 削減内容については充実する一方、歳入については淡白な印象を受ける。

実例で言えば、落語みゅーじあむ等見学するところは数あるのに対し、足を留めてお金を落とす場所が少ないように感じる。観光地でなくとも、商店街の活性化につながる歳入確保の手立てをもっと、個人レベルではなく、市の大きな施策の中で展開できないものか。職員数の削減や資産売却等も限界がある。

一方で、滞納対策については、各ケースごとの柔軟な対応の徹底等の考えが受け取れない。

いずれにせよ、歳入の範疇に関する目標設定やその推進体制が甘いように感じる。

事務局： 行財政改革の観点とは異なるが、市政全般に係るものとして街の活性化については申し上げると、鋭意努力はしているものの、効果的なものを打ち出せてはいない。ただし、市長の意向により、今後は観光施策をより強化するとのことであるため、具体策をお待ちいただきたい。

先に言及があった元気なまち池田創生市民会議においては、フィルムコミッションを取り扱っており、実際にこの年末年始においては、撮影も行われた。もっとも、それと税収効果への反映状況は把握できていないが、活性化策としては打ち出しているところである。

歳入の枠が手薄である印象を持たれる件については、今後とも増やすよう努力する。

委員： 中間報告案 4 頁下に記載がある図書館司書や図書館事務職は、従来は任期付ではない者であったということなのか。

また、先の説明では、アルバイト職員が任期付職員になるケースもあるように思えたが、それで良いか。

事務局： 図書館では、従来はアルバイト職員であったが、その後公募し、採用試験をして任期付職員を任用したものの。

委員： アルバイト職員を切り替えて任期付職員にするケースと一般の任期付ではない職種のところに任期付職員を割り当てる形態と共にあるのか。

- 事務局： 退職による空きが出れば、任期付職員を割り当てるケースも考えられる。
- 委員： では、正職員数の削減を打ち出すにもかかわらず、そこに載らない職員の数も存在するならば、今後、審議に当たっての詳細な資料の中では、正職員数を示す際に欄外にでもそうした数に現れない職員の数がどうであるのかを示していただきたい。
- 委員： 他自治体等でも、正規職員に関する人件費のみを示すところがあるが、別に委託料が膨らんでいるケースがある。そちらの額も合わせて示して欲しいということと同じことだろう。
- 事務局： 表現の仕方は、当方で議論させていただきたい。なぜならば、欄外における表現にすると、あたかも振り替えたかのような印象になる。例えば、滞納対策業務に就く任期付職員については、正規職員ではできない部分をカバーをするものであり、このような弾力性のある人事制度の活用により可能となった雇用形態である旨が示せる方法により記載しなければ、無用の誤解を生じさせることになる。
- 委員： そうした情報については、先ほど触れた附属資料に記載すればよいのではないか。
- 委員： 様々に削減項目も挙がる中で、例えばアウトソーシングでは外に出せば、サービスの低下につながる可能性もある。よって、継続的なフォローもお願いしたい。
- 事務局： 指定管理者制度では、年に1回の報告書の提出や事業者についての議論を行う選定委員会といった制度的な担保もある。その他のアウトソーシングの手法についても、制度をフルに活用しながら質を確保していきたい。
- 委員： 神戸では公営交通を持っているが、その管理の受委託の制度を活用し、市バスの幾つかの営業所及び路線を他の民間運輸会社等に委託しているケースがある。これによりコストは下がるのだが、市民の足としてのサービスが低下することは許されない。そこで、「管理の受委託の評価委員会」を設置した。そこでは、実際に委託している3つの事業者について、バスの添乗や年2回の営業所の視察を通し、またチェック項目の資料も事前に当該事業者から提出してもらい、年5回の審査を行い、毎年報告書を出しているが、このケースでは、委託によるサービス低下は認められないところである。
- 委員： 池田市は、委託制度の導入が早く、ここまではしていないだろうが、比較的質は高いと考える。
- 委員： 市民の目からすれば、質のムラが激しいように考える。各委員会等の設置目的も尊重するが、市民の声を拾い上げ、市民の目を通した評価の徹底を市として推進し、市民のニーズを把握するシステム作りをして欲しい。

#### 4. 事務連絡

事務局： 本日は、貴重なご意見を賜り、お礼申し上げます。

皆様のご意見を踏まえ、3月5日に開催予定の行財政改革推進本部会議において平成23年度中間報告の内容を決定する予定である。

また、本日の議事要旨は、池田市のホームページ等で公表する予定である。

なお、次回の会議については、今回の中間報告を踏まえ、平成23年度最終報告を議題とし、8月頃の開催を予定している。